

様式第 8(第 20 条関係)

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

令和 6 年 10 月 10 日

那須塩原市長 様

氏名又は名称 オグレ商事株式会社
代表者の氏名 代表取締役 小山田 幸司
住 所 栃木県那須塩原市五軒町 1 番 32 号

氏名又は名称 有限会社協和物産
代表者の氏名 代表取締役 高野 明美
住 所 栃木県那須塩原市西原町 8 番 22 号

大規模小売店舗立地法附則第 5 条第 1 項（法附則第 5 条第 3 項において準用する場合を含む）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 オグレ商事ビル
所在地 栃木県那須塩原市西原町 116 番 53 外

- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業の行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
日神機工株式会社	午前 10 時	午後 8 時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社アコーデオン	午前 9 時	午後 11 時
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	24 時間	

②来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前 9 時 30 分～午後 8 時 30 分
(変更後) 24 時間

- 3 変更する年月日
令和 6 年 10 月 18 日

4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項

(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称 オグレ商事株式会社
 代表者の氏名 代表取締役 小山田 幸司
 住 所 栃木県那須塩原市五軒町1番32号

氏名又は名称 有限会社協和物産
 代表者の氏名 代表取締役 高野 明美
 住 所 栃木県那須塩原市西原町8番22号

(2)大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,176㎡(ピロティ、外売りを除く)

(3)大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項

①駐車場の位置及び収容台数

駐車場No.	位置	収容台数(台)
駐車場	P.7 図面4 全体配置図(建物配置図)	91
合計		91

②駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場No.	位置	収容台数(台)
駐輪場①	P.7 図面4 全体配置図(建物配置図)	10
駐輪場②	P.7 図面4 全体配置図(建物配置図)	10
合計		20

③荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設No.	位置	面積(㎡)
荷さばき施設①	P.7 図面4 全体配置図(建物配置図)	91.0
荷さばき施設②	P.7 図面4 全体配置図(建物配置図)	24.0
合計		115.0

④廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物保管施設No.	位置	容量(m ³)
廃棄物保管施設①	P.7 図面4 全体配置図(建物配置図)	1.26
廃棄物保管施設②	P.7 図面4 全体配置図(建物配置図)	4.00
合計		5.26

(4)大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
3箇所	P.7 図面4 全体配置図(建物配置図)

②荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設① 午前6時00分～午後10時00分
 荷さばき施設② 午前6時00分～翌午前3時00分

添付書類(目次)

□: 図面以外の文書等(主として表形式)

◇: 図面

I 届出の概要

届出概要等

①□届出概要	P. 1
②□大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項	P. 2
③◇店舗位置図(図面 1)	P. 4
④◇都市計画図の写し(図面 2)	P. 5
⑤◇周辺見取図(図面 3)	P. 6
⑥◇全体配置図(図面 4)	P. 7
⑦◇内部配置図(図面 5)	P. 8
⑧◇求積図(図面 6)	P. 9
⑨◇立面図(図面 7)	P.10
⑩◇周辺位置図及び周辺の写真	P.11

II 騒音関係(添付書類)

①◇騒音予測・対策に関する図面	添 P.22
②□荷さばき施設等における商品搬入車の来台数及び荷さばきを行う時間帯	P.1
③□騒音予測結果	P.2
④□騒音予測調査資料	添 P.9

III 関係各課との協議結果

届出書に添付

IV 登記簿謄本

届出書に添付

届出概要(変更)

I 届出の概要

1 届出者等

届出者	名称・代表者	オグレ商事株式会社 代表取締役 小山田 幸司
	住所	栃木県那須塩原市五軒町 1 番 32 号
	名称・代表者	有限会社協和物産 代表取締役 高野 明美
	住所	栃木県那須塩原市西原町 8 番 22 号
届出区分	変更(附則第 5 条第 1 項)	
届出日	令和 6 年 10 月 10 日	
変更日	令和 6 年 10 月 18 日	
店舗名称	オグレ商事ビル	
店舗所在地	栃木県那須塩原市西原町 116 番 53 外	
小売業者の氏名又は名称及び住所	株式会社アコーデオン 福島県郡山市安積町荒井字大久保 7-7 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町 8 番地 8	

2 届出事項の概要

届出事項		内容
店舗面積合計		2,176 m ²
施設配置	駐車台数	91 台
	駐輪台数	10 台
	荷さばき施設面積	115 m ²
	廃棄物保管場所容量	10.6 m ³
運営方法	開店時刻	午前 0 時 00 分
	閉店時刻	翌午前 0 時 00 分
	来客駐車場利用時間帯	午前 0 時～翌午前 0 時
	駐車場出入口数	出入口 3 箇所
荷さばき可能時間帯		午前 6 時 00 分～午前 3 時 00 分

3 出店地・建物の概要

出店地の状況	用途地域	準工業地域
	敷地面積	7,943 m ²
	所有形態	自己所有
建物の状況	店舗業態	店舗
	延床面積	2,772 m ²
	併設施設の面積	—
	併設施設面積の店舗面積に対する割合	—

大規模小売店舗において小売業を行う者の一覧

No.	小売業者名及び代表者名	住所	主な販売品目	開店時刻	閉店時刻	面積	備考
1	株式会社アコーデオン 代表取締役:佐々木 一二	福島県郡山市安積町荒井 字大久保7-7	リサイクル品	午前9時	午後11時	2,057 m ²	
2	株式会社 セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役:永松 文彦	東京都千代田区二番町 8 番地 8	総合	午前0時	翌午前0時	119 m ²	
						2,176 m ²	

II 指針に定める配慮事項及び地域貢献への対応状況

1 騒音の発生に係る事項

(1) 騒音問題に対応するための対応策

事 項	対 応 策
一般的対策	
騒音源の配置	・ 室外機は屋上に配置し、近隣住居との距離の確保に配慮します。
遮音壁の設置	・ 該当なし。
低騒音機器の選択	・ 可能な限り低騒音型機器を導入します。
緩衝帯の設置	・ 該当なし。
営業活動に伴う騒音対策	
荷さばき作業	・ アイドリングストップなど作業員の静穏意識の向上に努めて参ります。
営業宣伝活動	・ BGM は店舗内のみとし、屋外放送はしません。
付帯設備等	
冷却塔、室外機等	・ 稼働は必要最低限とします。
給排気口等	・ 稼働は必要最低限とします。
駐車場	
配置・構造	・ 駐車場は段差のない構造とします。
運営	・ 駐車場利用者に対して、看板等によりアイドリングストップを周知するように努めています。
廃棄物収集作業等	・ 作業員の静穏意識の向上に努めて参ります。 ・ 早朝、夜間の時間帯の作業は行いません。
営業時間外の敷地内侵入者防止対策	機械警備を実施します。

(2) 騒音の予測評価

① 用途地域時間区分の指定状況

用途地域	昼 間	夜 間
準工業地域	6:00～22:00	22:00～6:00
第一種中高層専用住居地域	6:00～22:00	22:00～6:00

② 騒音の総合的予測結果

(単位: dB)

種別	地域 類型	環境基準 (LAeq)	予測地点のデータ		
			予測地点 (高さ)	等価騒音 レベル (LAeq)	主音源 (音源名称) (LAeq)
昼 間	C類型	60	A(2.2)	52.0	廃棄物収集作業02 48.0
	A類型	55	B(7.2)	40.7	大型車両走行01 33.2
	A類型	55	C(1.2)	48.7	来客車両走行017 42.9
	C類型	60	D(2.2)	51.1	来客車両走行011 44.0
夜 間	C類型	50	A(2.2)	46.2	空調機室外機18 39.6
	A類型	45	B(7.2)	32.3	来客車両走行014 25.1
	A類型	45	C(1.2)	32.5	来客車両走行014 28.0
	C類型	50	D(2.2)	43.5	来客車両走行011 36.8

③ 夜間に発生する騒音ごとの予測結果

(単位: dB)

時間区分	区域	騒音 規制法 基準値	予測地点でのデータ			
			予測地点 (高さ)	騒音 レベル 最大値 (LAmax)	音 源	継続 時間 (台数)
夜 間	第三種区域	50	P1(2.5)	70.7	台車段差越え02	1台
	第三種区域	50	P2(6.5)	45.3	空調機室外機02	22:00-23:30
	第二種区域	45	P3(6.5)	42.3	来客車両走行014	232台
	第二種区域	45	P4(1.2)	67.6	来客車両走行014	232台
	第三種区域	50	P5(2.2)	57.3	大型車両走行05	2台
	第二種区域	45	P4'(1.2)	54.8	来客車両走行014	232台
	第三種区域	50	P1''(2.2)	64.8	台車段差越え02	1台
	第二種区域	45	P4''(1.2)	53.3	来客車両走行014	232台
	第三種区域	50	P5''(1.2)	49.5	大型車両走行05	2台

④ 評価

イ 騒音の総合的予測結果

全ての予測地点において昼間・夜間の等価騒音レベルは環境基準値を下回ります。よって周辺住環境への影響は軽微であると予測します。

静穏に努めて運用してまいります。近隣住民の方々より騒音に関するご意見等頂いた場合には、誠意を持って対応します。

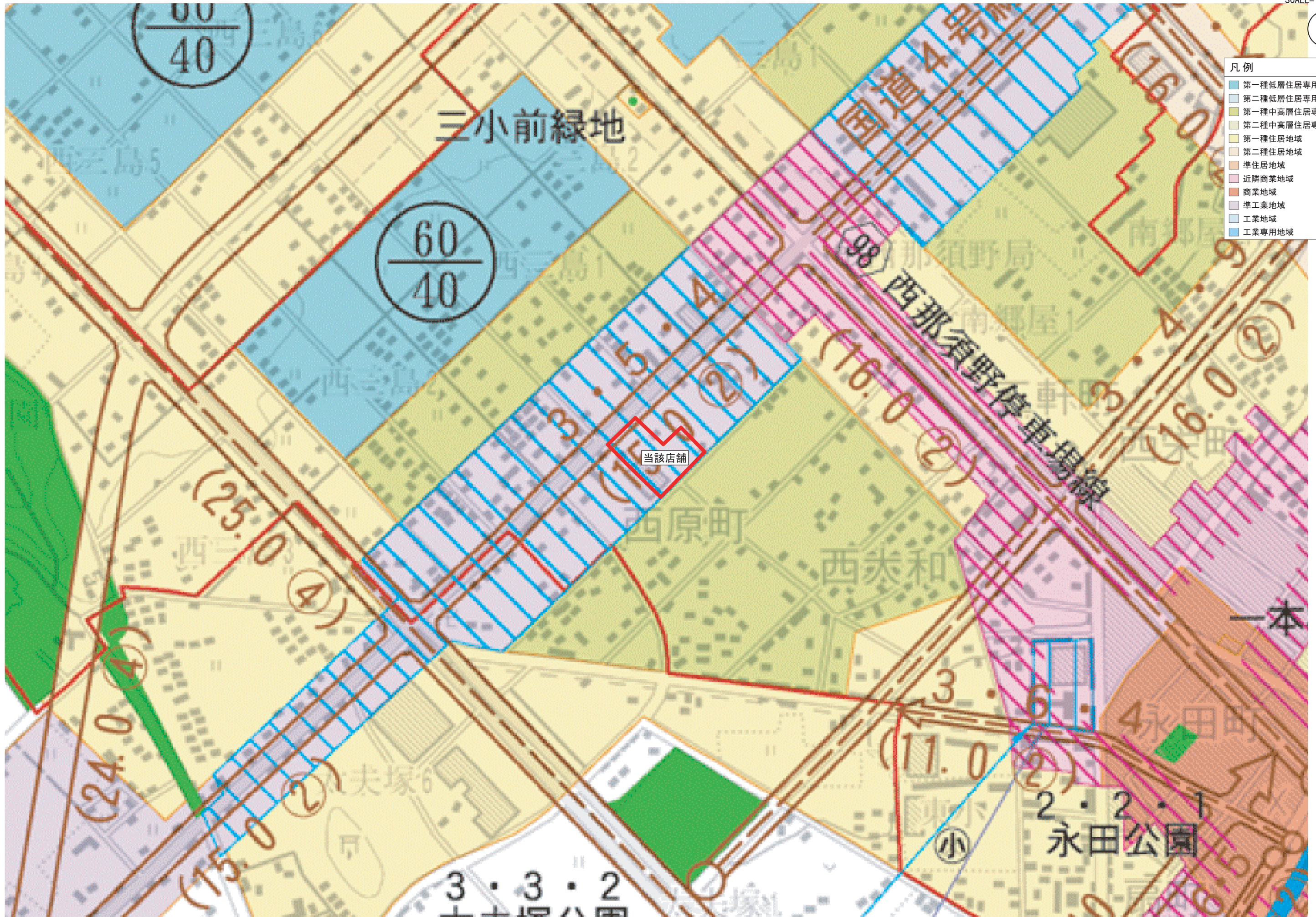
ロ 夜間に発生する騒音ごとの予測結果

予測地点 P2・P3 において、騒音レベルの最大値は規制基準を下回りますが、予測地点 P1・P4・P5 においては、夜間騒音レベルの最大値が規制基準を上回ります。

そこで、隣地敷地境界および直近住居外壁で再度予測したところ、予測地点 P5'' において夜間の騒音レベルの最大値は規制基準値を下回りますが、予測地点 P1''・P4'' においては上回ります。そこで、予測地点 P1''・P4'' において、栃木県の運用指針と比較しました。

栃木県運用指針に基づき、予測地点 P1''・P4'' において夜間に発生する騒音が規制基準値を超過する時間について検証したところ、栃木県運用指針において規制基準を満たす時間の 24 分(1,440 秒)を下回っているため、周辺生活環境へ与える騒音の影響は軽微であると推測いたします。

静穏に努めて運用してまいります。近隣住民の方々より騒音に関するご意見等頂いた場合には、誠意を持って対応します。

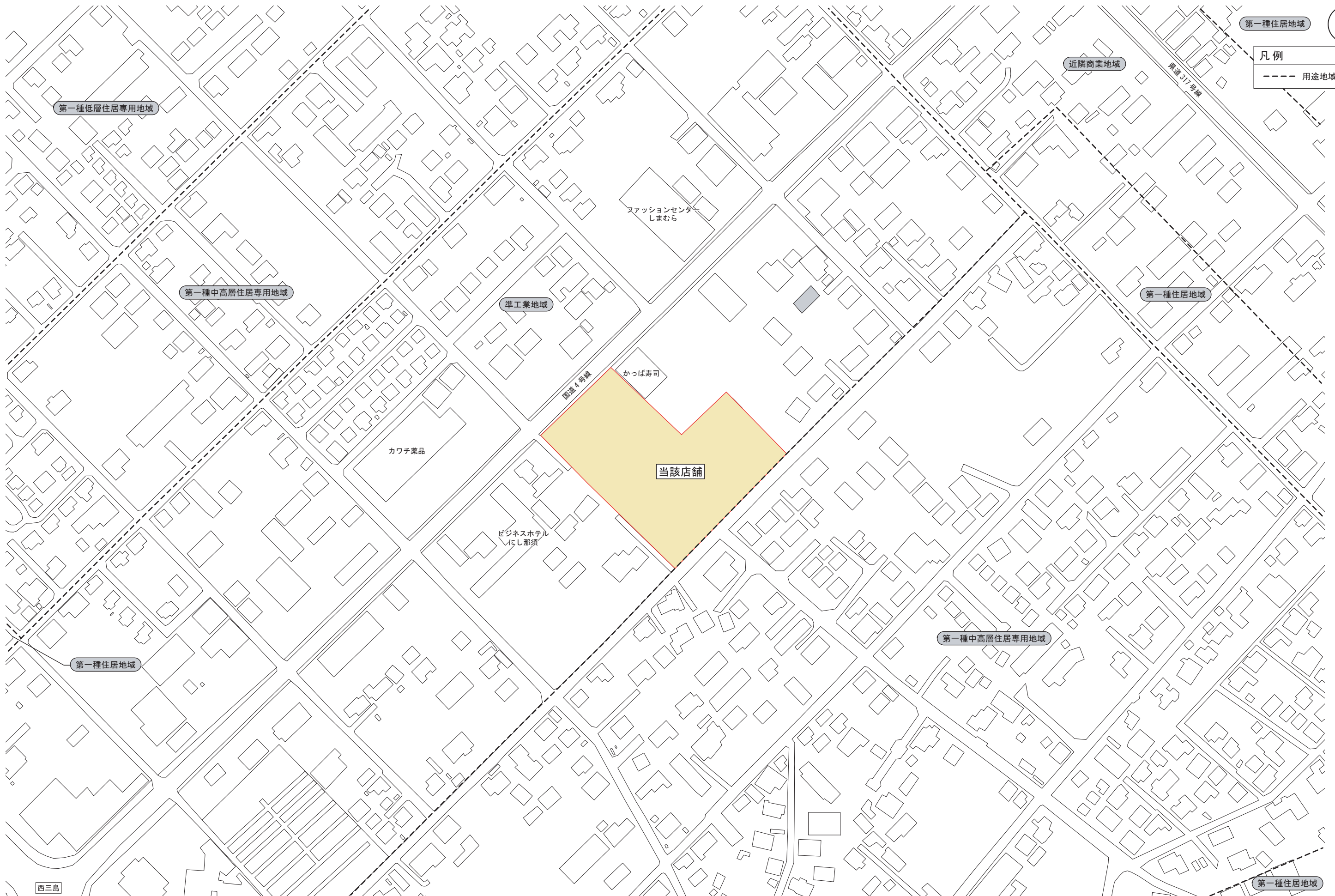


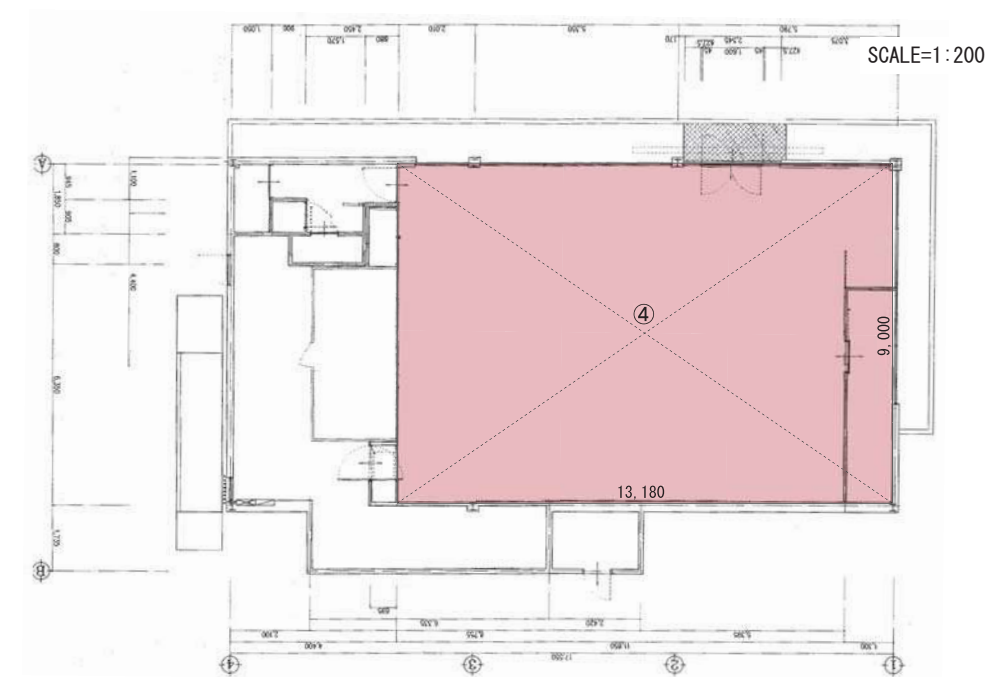
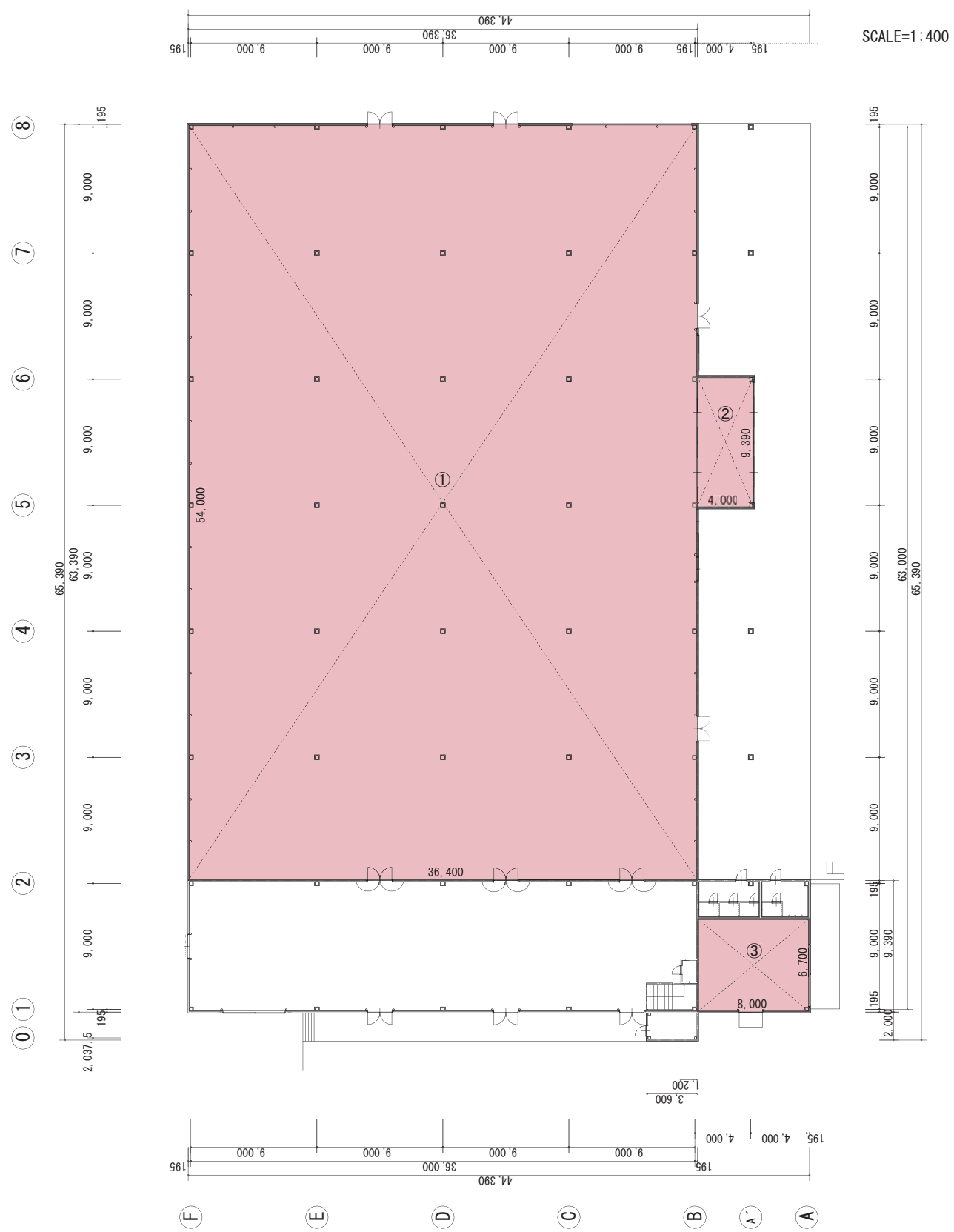
凡例

第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域

図面3 周辺見取図

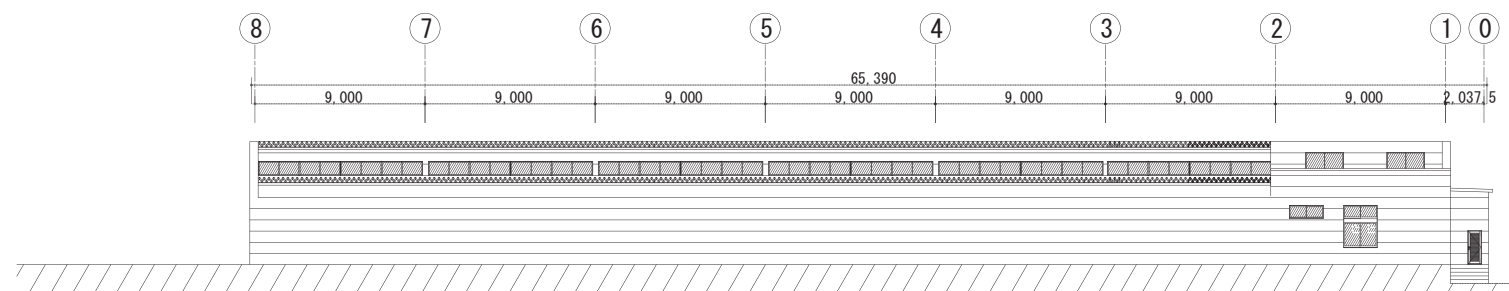
SCALE=1:2,000



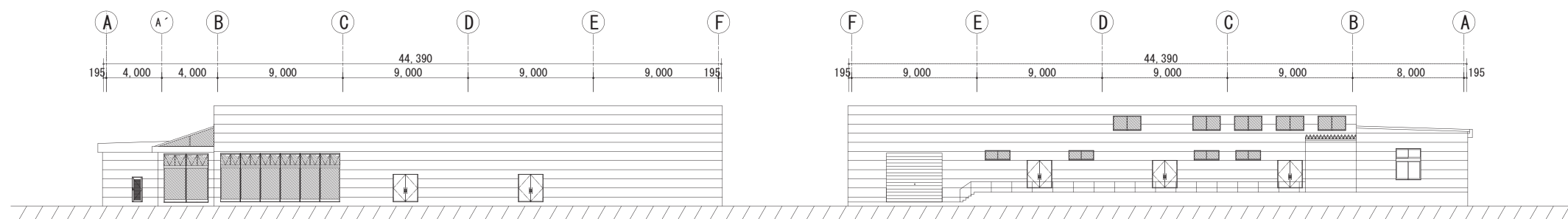


④	13.18 × 9.00 = 118.62 m ²
合計	118.62 m ²

店舗面積
119m²

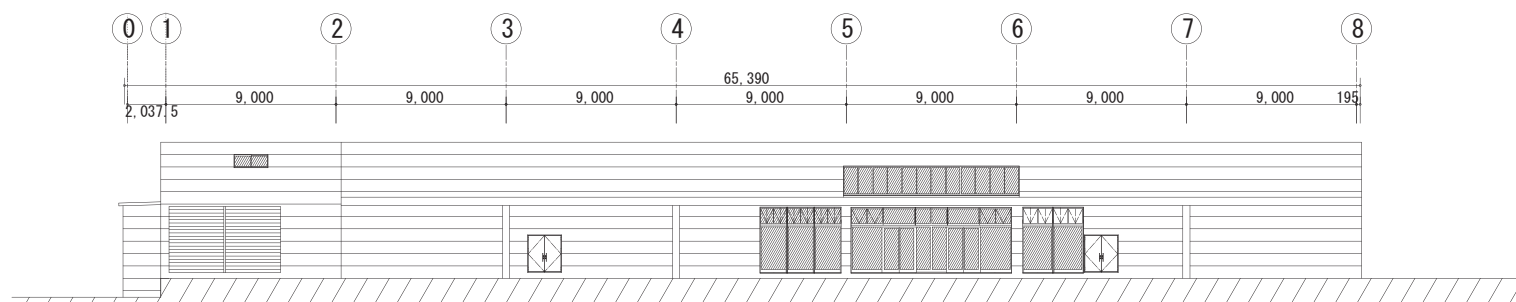


西側立面图



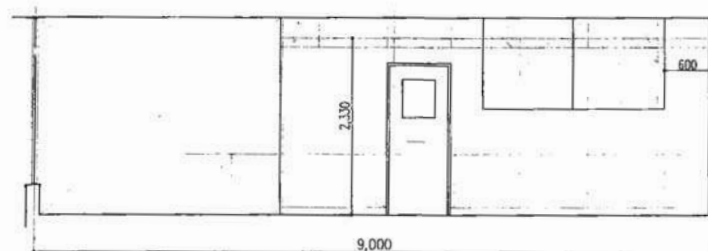
北側立面图

南側立面图

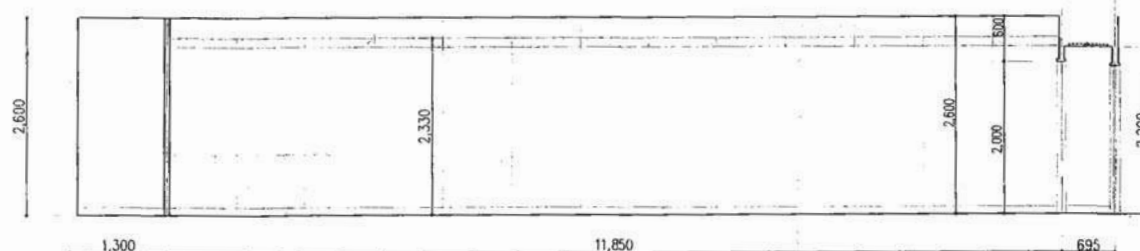


東側立面图

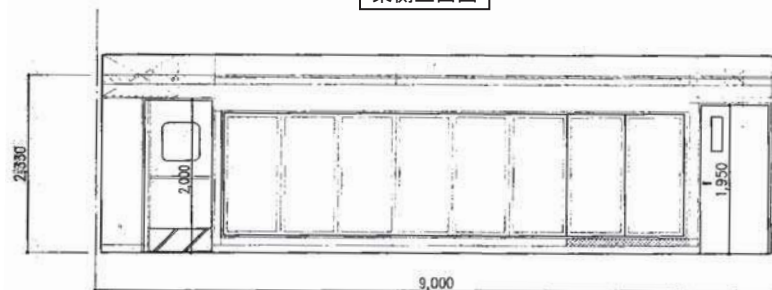
SCALE=1:400



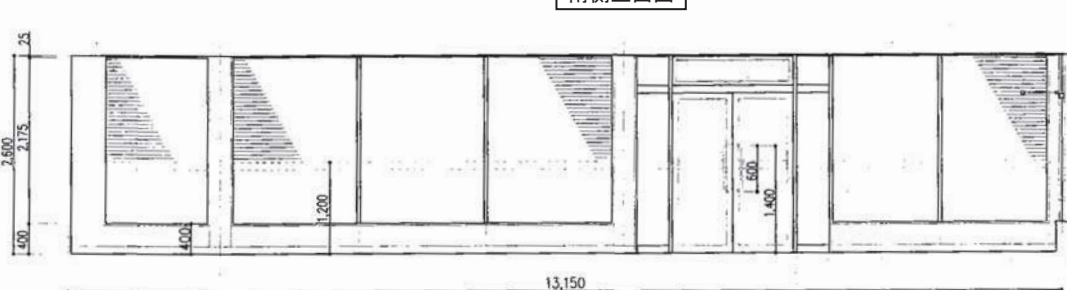
東側立面图



南側立面图



西側立面图



北側立面图

SCALE=1:100



Ⅲ 関係各課等との協議結果

1. 栃木県関係

部署	指導事項等	対応策
地域振興課 TEL:028-623-2267 FAX : 028-623-2234	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導事項等無し 	—
県民協働推進課 TEL:028-623-3076 FAX:028-623-2121	<ul style="list-style-type: none"> ・ 午後 11 時以降（栃木県青少年健全育成条例に定める深夜）に営業する場合には、店舗及び敷地内にいる青少年（18 歳未満）に対して、同条例第 48 条第 3 項に基づく帰宅奨励（声かけ、提示、放送等）をしていただくようお願いします。 ・ 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20 歳未満の者に販売しないようお願いします。 ・ 図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第 22 条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18 歳未満の者）には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所には、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ 30 cm×15 cm）を行ってください。 ・ 栃木県青少年健全育成条例第 44 条第 1 項の規定に基づき、青少年から古物の買い受けをしないようお願いします。（青少年の保護者の委託又は同意がある場合を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 午後 11 時以降に営業を行うため、店舗及び敷地内にいる青少年に声掛け等の帰宅奨励を行います。 ・ 酒類、たばこ類を販売するため、年齢確認の措置を行い、20 歳未満の者に販売しないようにします。 ・ 有害図書を取り扱う場合は、栃木県青少年健全育成条例第 22 条に基づいた対応を行います。 ・ 古物の買い受けを行う場合には、青少年の保護者の委託又は同意がある場合を除き、青少年から古物の買い受けをしないようにします。
環境保全課 TEL:028-623-3188 FAX:028-623-3138	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3,000 ㎡以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手 30 日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。所管する県北環境森林事務所環境対策課（0287-22-2277）と協議してください。 ・ 出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3,000 ㎡以上の土地の形質変更の計画はありませんが、3,000 ㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、所管する県北環境森林事務所環境対策課と協議のうえ、工事着手 30 日前までに土地の形質変更届出の手続きを行います。 ・ 周辺住民から苦情が発生した場合には状況を確認し、適切に対応いたします。

<p>資源循環推進課 TEL:028-623-3107 FAX:028-623-3113</p>	<p>・栃木県では令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。</p> <p>出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>・栃木県では令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。</p> <p>出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用等、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。</p>	<p>・資源循環推進計画の趣旨を理解の上、循環型社会の形成に資する取り組みを行ってまいります。</p> <p>・食品ロス削減推進計画の趣旨を理解の上、食品ロス削減に資する取り組みを行ってまいります。</p>
<p>交通政策課 TEL:028-623-2409 FAX:028-623-2399</p>	<p>・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。</p>	<p>・周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応を行います。</p>
<p>道路整備課 TEL:028-623-2414 FAX:028-623-2417</p>	<p>・道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし</p>	<p>—</p>

<p>道路保全課 TEL:028-623-2429 FAX:028-623-2431</p>	<p>・ 指導事項等無し</p>	<p>—</p>
<p>上下水道課 TEL: 028-623-2507</p>	<p>・ 汚水処理計画及び雨水処理計画については、那須塩原市担当課と協議してください。</p>	<p>・ 汚水処理計画及び雨水処理計画については、那須塩原市担当課と協議します。</p>
<p>都市政策課 TEL:028-623-2463 FAX:028-623-2595</p>	<p>< 景観づくり担当 ></p> <p>・ 那須塩原市景観計画に定める行為の届出の要否について、那須塩原市都市計画課と協議して下さい。</p> <p>・ 屋外広告物を設置する場合には、那須塩原市屋外広告物条例に基づく許可申請について、那須塩原市都市計画課と協議してください。</p> <p>(協議先：那須塩原市都市計画課 TEL 0287-62-7159)</p> <p>< 開発指導担当 ></p> <p>・ 都市計画法第 29 条の開発許可の要否について、那須塩原市都市計画課と協議してください。</p> <p>(協議先：那須塩原市都市計画課 TEL 0287-62-7048)</p> <p>< 計画担当 ></p> <p>・ 当該地は「特別業務地区」の内容に則して立地することが必要になります。詳細については、那須塩原市都市計画課と協議してください。</p> <p>(協議先：那須塩原市都市計画課 TEL 0287-62-7159)</p> <p>・ 立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、那須塩原市都市計画課と協議してください。</p> <p>(協議先：那須塩原市都市計画課 TEL 0287-62-7159)</p>	<p>・ 本計画は既存店舗の店内レイアウト変更や営業時間の変更であるため、景観計画の変更や新たな屋外広告物の設置はございませんが、那須塩原市景観計画や那須塩原市屋外広告物条例に定める行為の届出について、那須塩原市都市計画課と協議確認します。</p> <p>・ 都市計画法第 29 条の開発許可の要否については、那須塩原市都市計画課と協議確認します。</p> <p>・ 「特別業務地区」の内容については、那須塩原市都市計画課と協議確認します。</p> <p>・ 立地適正化計画については、那須塩原市都市計画課と協議確認します。</p>

	<p>・当該地は都市計画道路 3・5・4 号国道 4 号線が都市計画決定されていますので、都市計画法第 53 条に基づく建築の許可について、那須塩原市都市計画課と協議してください。 (協議先：那須塩原市都市計画課 TEL 0287-62-7159)</p> <p>・自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第 11 条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、那須塩原市都市計画課(駐車場法担当)に確認してください。 (協議先：那須塩原市都市計画課 TEL 0287-62-7159)</p> <p>・駐車場の設置にあっては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針(犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針)」を参考にして下さい。 に基づく措置を講じるよう努めてください。</p> <p><盛土安全推進班></p> <p>・現在、県では、令和 7 年 4 月 1 日に宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)の規制区域を指定できるよう準備を行っています。 規制区域指定後においては、規制区域内で一定規模の盛土等を行う場合には許可等が必要となることに加え、規制区域指定時に当該計画に係る工事を継続している場合でも、届出が必要になることがあります。 そのため、令和 7 年 4 月 1 日以降に工事に着手する場合又は、令和 7 年 4 月 1 日時点で工事を継続している計画である場合には、盛土規制法の規制の適用を受けることがありますので、詳細な図面や工程表をもとに、相談願います。 なお、規制区域の内外を確認したい場合に</p>	<p>・都市計画道路 3・5・4 号国道 4 号線が都市計画の都市計画法第 53 条に基づく建築の許可については、那須塩原市都市計画課と協議確認します。</p> <p>・路外駐車場の構造及び設備についての技術的基準の適合は、那須塩原市都市計画課(駐車場法担当)に確認します。</p> <p>・「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針(犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針)」に基づく措置を講じるよう努めます。</p> <p>・現状で当該敷地内において盛土等の工事をを行う予定はありませんが、令和 7 年 4 月 1 日以降に工事に着手する場合は、盛土規制法の規制の適用について、詳細な図面や工程表をもとに、相談させて頂きます。</p>
--	---	---

	<p>については、現在、県のホームページにて規制区域の案（現段階での案であり、確定したものではありません。）を公表しておりますので、そちらを御確認ください。</p> <p>（相談先：都市政策課盛土安全推進班 TEL 028-623-2801）</p>	
<p>都市整備課 TEL:028-623-2507 FAX:028-623-2477</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導事項等無し 	—
<p>建築課 TEL:028-623-2514 FAX : 028-623-2489</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、那須塩原市建設部建築指導課（028-762-7169）と協議願います。 なお、協議日付、協議先、担当者等の協議結果について、栃木県県土整備部建築課建築指導班（メール：sidohan@pref.tochigi.lg.jp 又は FAX：028-623-2489）まで報告願います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画は既存店舗の店内レイアウトや営業時間の変更届出であるため、建築の変更行為はございませんが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について那須塩原市建設部建築指導課と協議します。
<p>警察本部 交通規制課 TEL:028-623-3808 FAX:028-623-3340</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導事項等無し ・ 今後、乗入口の位置等に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、乗入口の位置等に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、御課とも協議します。
<p>経営支援課 TEL:028-623-3176 FAX:028-623-3340</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導事項等無し 	—

2. 那須塩原市関係課

部署	指導事項等	対応策
企画政策課 TEL:0282-21-2303	・意見なし	—
ネイチャーポジティブ課 TEL: 0287-62-7142	<ul style="list-style-type: none"> ・法律に基づく特定施設を設置する場合は、特定施設設置届出書の提出が必要となりますので、市ネイチャーポジティブ課と協議願います。 ・自動車走行騒音、荷さばき作業に伴う騒音等について、周辺環境に十分配慮するよう努めてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律に基づく特定施設を設置する予定はありませんが、設置する場合は、必要な手続きについて協議します。 ・自動車走行騒音、荷さばき作業に伴う騒音等について、周辺環境の配慮に努めます。
サーキュラーエコノミー課 TEL: 0287-62-7030	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗から排出される廃棄物は、事業系一般廃棄物に該当する種類と産業廃棄物に該当する種類に分かれます。混在することのないよう保管施設において区分し、それぞれ許可のある処理業者に委託してください。 ・資源化可能な廃棄物の分別を行い、廃棄物の排出減量に努めてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗から排出される廃棄物は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物が混在することのない保管施設において区分します。また、許可のある処理業者に委託します。 ・資源化可能な廃棄物の分別を行い、廃棄物の排出減量に努めます。
都市計画課 TEL: 0287-62-7159	<p><開発指導係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和50年以前から宅地利用している既存宅地であるため、新たな「区画形質の変更」に該当しない土地利用であれば開発許可を要しない。 <p><都市計画係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外観の変更を行う場合は、行為着手の30日前までに那須塩原市景観条例に基づく届出が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状新たな「区画形質の変更」の予定はありませんが、新たな「区画形質の変更」の土地利用が生じた際には開発許可について協議します。 ・建築物の外観の変更を行う場合は、行為着手の30日前までに那須塩原市景観条例に基づく手続きをします。
保全管理課 TEL: 0287-62-7164	<ul style="list-style-type: none"> ・乗入口の工事及び市道に係る工事については、保全管理課と協議し、道路法24条の規定により、道路工事施行承認申請書を提出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状乗入口は既存のものを利用する予定ですが、乗入口の工事及び市道に係る工事が生じるようでしたら、協議や手続きを適切に行います。
建築指導課 TEL: 0287-62-7169	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画について、建築基準法第87条第1項に該当する用途変更を伴う場合は、同法第6条第1項に基づく建築確認申請が必要になります。 ・「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）」第9条に定め 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状用途変更を伴わない既存店舗の店内レイアウト変更とありますが、将来用途変更が伴う場合は必要な手続きを行います。 ・本計画は既存店舗の店内レイアウトや営業時間の変更届出であるため、建築の変更行為はご

	<p>る対象建設工事を行う場合は、工事着工 7 日前までに、同法第 10 条に基づく届出が必要が必要です。</p>	<p>ざいませんが、将来建築工事を行い際には資材の再資源化に関する法律を遵守し、工事着工 7 日前までに、適切に手続きを行います。</p>
<p>管理課 TEL: 0287-37-5213</p>	<p>・意見等なし</p>	<p>—</p>
<p>整備課 TEL: 0287-37-5921</p>	<p>・公共下水道への接続の際は、既存の公共汚水ますを利用してください。別途公共汚水ますを設置する場合は、『公共汚水ます変更申請書』の提出が必要となりますので、申請前に必ず詳細設計協議（下水道施設）を行ってください。また、許可後に工事着手してください。</p>	<p>・別途公共汚水ますを設置する予定はなく、既存の公共汚水ますを利用します。別途公共汚水ますを設置する場合は、協議の上、適切に手続きを行います。</p>
<p>学校教育課 TEL:0287-37-5349</p>	<p>・計画店舗出入口周辺道路は、東小学校の通学路に指定されています。また、西那須野中学校の通学路としても利用されていることから、児童生徒の交通安全には十分配慮すること。</p>	<p>・児童生徒の通学路に関する交通安全に配慮して参ります。</p>
<p>生涯学習課 TEL : 0287-37-5419</p>	<p>・意見なし</p>	<p>—</p>